

第3章 対策の方針

1 基本理念

本県におけるすべてのアルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として取り組むものとします。

(1) アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を実施します

(2) 当事者やその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します

(3) 飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携を図ります

2 基本的な方向性

本県におけるすべてのアルコール健康障害対策は、上記の基本理念を尊重するとともに、より具体的には、次に掲げる4つの方向性を基本とします。

(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

酒類は、祝いの場や懇親の場などで欠かせない存在として浸透している一方で、その依存性や致酔性、飲酒に伴う様々なリスクについて、正しい知識が普及していません。節度のある適度な飲酒量の目安に加えて、飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について正しく理解した上で、お酒と上手に付き合っていける社会をつくるための教育・啓発を推進するとともに、酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止するための取組を促進します。

(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援に繋げる相談支援体制づくり

アルコール健康障害への対応には、相談から治療、回復支援に至る中で、様々な関係機関が関わる必要があります。本県では、こころの健康センターや保健福祉事務所等が中心となって、アルコール関連問題に関する相談支援の場所を確保し、幅広い関係機関や、自助グループ²¹及び民間団体と連携することにより、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

(3) 医療における対応力の向上と相互連携の促進

アルコール健康障害を有している者の中には、一般医療機関を受診しても、アルコールの使用に関する適切な指導や治療を受けられず、アルコール健康障害の症状の再発を繰り返しているのではないかと疑われる者もおり、一般医療機関と専門医療機関との連携が求められています。地域において、アルコール健康障害への早期介入を含め、個々の医療におけるアルコールに関連する問題への対応力向上を図るとともに、内科や救急など、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる一般医療機関と、アルコール依存症の専門医療機関等との連携を推進します。

(4) アルコール依存症者が円滑に回復し、社会復帰するための社会づくり

アルコール依存症は、飲酒をしていれば誰でもなる可能性がある疾患ですが、誤解や偏見が根深く存在しており、それによって本人や家族がアルコール依存症を否認してしまい、医療や就労支援の場で障壁となっていると考えられます。アルコール依存症者の回復と社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でのアルコール依存症についての正しい理解を促進するほか、飲酒をしないことを選択した人には、お酒を飲まないという決意や行動が誰からも支持され、安心して回復に取り組むことができる環境を整えることで、お酒に頼らずとも安心して生活していけるような社会づくりを推進します。

21 断酒会、AA（アルコホーリクス・アノニマス）など